

④ 重度心身障がい者

- 対象**
- 身体障害者手帳1級・2級または3級（内部障がい）の交付を受けている方
 - 療育手帳（判定A以上）の交付を受けている方
 - 障害年金1級の受給権者
 - 療育手帳（判定B）の交付を受けている方で、かつ身体障害者手帳3級の交付を受けている方
 - 特別児童扶養手当1級の支給対象の児童

※ 65歳以上の方は、後期高齢者医療制度に加入することも条件となります

所得の制限 本人の前年の所得が520万9,000円未満(扶養者1人につき38万円加算) および配偶者・扶養義務者の前年の所得が636万7,000円未満(扶養者1人目は、24万9,000円、2人目以降1人につき21万3,000円加算)



マル福

（医療福祉費支給制度）を

ご存知ですか？

■ 問い合わせ…保険年金課医療年金グループ ☎内線253

妊娠中の方、18歳までのお子さん、ひとり親家庭の方、重度心身障がいの方を対象に、医療費の助成を行っています。

平成29年4月1日から、小児マル福の対象年齢を15歳から18歳までに拡大しました！

1. マル福とは？

マル福（医療福祉費支給制度）は、健康保険証を使って病院や薬局などを受診したときに、窓口で支払う自己負担分の費用を一部助成する制度です。医療費の経済的負担の軽減と健康の保持を目的に、茨城県と市町村が一体となって実施しています。

2. 対象となる方は？

次の①～④に該当する方。ただし、③については、ひとり親家庭以外の方でも該当する場合がありますので、「対象者」の欄をご確認いただき、詳細はお問い合わせください。

マル福の対象者

① 妊産婦

- 対象** 母子健康手帳の交付を受けた妊産婦
所得の制限 本人・配偶者それぞれの所得が630万円未満（扶養者1人につき38万円加算）、および扶養義務者の所得が1,000万円未満



② 小児

- 対象** 0歳～高校生相当（18歳に達する年度の末まで）
所得の制限 なし

ただし、茨城県の補助に該当するかを判定するために、義務教育終了までは父母および扶養義務者の所得確認が必要です



③ ひとり親家庭

- 対象**
- 離婚・死別などで配偶者のいない女性または男性で、18歳未満の児童・20歳未満の障がい児または20歳未満の高校在学者のいずれかを監護している方と、その児童
 - 父母のいない児童
 - 父母のいない児童を養育している、配偶者のいない女性または男性
 - その他
 - ① 婚姻によらず母になった配偶者のいない女性と、監護されている児童
 - ② 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない女性または男性と、監護されている児童
 - ③ 配偶者の生死が明らかでない、もしくは遺棄されている女性または男性と、監護されている児童
 - ④ 重度心身障がい者マル福を利用している配偶者を持つ女性または男性と、監護されている児童

※ 配偶者には、事実婚による配偶者も含まれます。また、父母とは実父母および養父母も含まれます
 ※ 監護されている児童とは、18歳未満の児童・20歳未満の障がい児または20歳未満の高校在学者です

所得の制限 母(父)子それぞれの前年の所得が309万6,000円未満(扶養者1人につき38万円加算) および扶養義務者の前年の所得が1,000万円未満

3. 利用条件は？

以下の①～④を満たしていることが条件です。

④については、「2. 対象となる方は？」の所得の制限をご確認ください。ただし、所得の確認年度は申請時期により異なる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

- 1 「2. 対象となる方は？」中の、マル福の種類①～④のいずれかに該当していること
- 2 龍ヶ崎市に住所（住民登録）があること
- 3 国民健康保険や社会保険などに加入していること
- 4 茨城県で定めた所得基準を満たしていること（小児を除く）

4. どんな費用が助成されますか？

健康保険証を使って医療機関にかかったときの医療費の負担の一部が助成されます（重度心身障がい者は入院時の食費・居住費を除き、全額助成）。

ただし、妊産婦マル福の場合は、産婦人科、および産婦人科からの紹介で産婦人科以外の医療機関で受診する場合に限り、保険診療が適用された医療費の負担の一部が助成されます。

マル福からのお知らせ

◇マル福受給者の方へお願い◇

- **妊産婦を除き更新が必要です（種類により更新月が異なります）**
お手元に新しい医療福祉費受給者証が届いたら、健康保険証の記号番号・保険者番号（現在お持ちの保険証と照合してください）・住所・有効期間を確認してからご使用ください。

- **住所や健康保険証などに変更が生じた場合は、その都度届け出が必要です**
お手元にある医療福祉費受給者証と健康保険証を持参し、保険年金課窓口、東部・西部出張所、市民窓口ステーションのいずれかで手続きしてください。

なお、ひとり親家庭マル福をお持ちの方は住所変更や世帯状況の変化により対象ではなくなる場合もありますので、住所変更や世帯状況に変更がある場合には、保険年金課窓口で手続きしてください。

◇マル福に該当していませんか？◇

- **マル福の受給資格があるにもかかわらず、申請を行っていない方はいませんか？**
いま一度、「2. 対象となる方は？」をご確認いただき、該当すると思われる方はお問い合わせください。

健康保険が適用されない健康診断、予防接種、薬の容器代、文書料は含まれません。

5. 申請に必要なものは？

- 健康保険証
- 印鑑
- 所得状況が分かる書類
- 受給資格を確認できる書類
- などが必要です。

なお、マル福の種類によって申請に必要な書類が異なるため、詳細はお問い合わせください。

※ 申請が遅くなると、ご利用いただけない場合やご利用開始時期が遅れる場合がありますので、手続きは早めにお済ませください。申請いただいた月からの適用となります